

夜間納税窓口

とき 4月27日(月)
17:30~19:30
ところ 名寄庁舎2階
税務課納税係

年金事務相談窓口

とき 4月14日(火)
10:30~16:00
ところ 名寄商工会議所
完全予約制 ☎0166(72)5004

暮らしのリサイクル (10:00~16:00)

不用になった家庭用品などを紹介
します。お気軽にお電話ください。
なお、受け渡しは原則として無償
で行います。

- ゆずります
 - スキューエア
(男児用140センチ・ブルー系)
 - 電子レンジ(温め機能のみ)
 - 洋服たんす(木製)
 - 学習机・椅子
 - 日本児童文学(32冊)
 - 近代文学(40冊)
 - 全国名城めぐり(50冊)
 - レースカーテン
(150×260センチ)
- ゆずってください
 - ロックミシン
 - バイク(125cc・昭和40年代)
 - 電動自転車
 - エンジン付き自転車

問 名寄消費者協会
☎01654③5630

市長室開放事業 を開催します

- ▼対象 市民または市民が組織
する団体やサークルなど
- ▼開催日時 土日祝を除いた
4月2日(木)~30日(木)
9:00~17:30の20~30分
※市長の公務を優先します
- ▼懇談場所 市役所名寄庁舎・風
連庁舎の市長室など
- ▼懇談内容 地域活動やまちづく
りの話、市政への要望・疑問など
※個人的な要望・相談・苦情・宗
教に関する意見、書面による要
望の提出、または懇談にふさわ
しくないと判断される場合、お
断りさせていただきます。

申・問 企画課秘書係
名 3階(内線3304)

高齢介護課からお知らせ

【高齢者等住宅整備資金 貸付制度】

市では65歳以上の方や障が
いのある方が、生活しやすい
ように住宅を増改築または改
修する場合、必要な資金を融
資しています。

▼対象工事

- ・住宅の増改築
- ・屋内改修(浴室、洗面所、
トイレ、階段などの改修)
- ・屋外改修(住宅前の舗装、
ロードヒーティング、スロ
ープなど)

▼貸付条件 300万円

▽利率 無利子

▽償還期間 10年以内

▽償還方法 月賦均等償還

▽連帯保証人 1人以上

※融資を受けるための条件な
どがあるので、詳しくは工
事施行前にご相談ください。

【配食サービスの提供】

週に1回昼食時に、栄養バ
ランスのとれた食事を配達し
ます。その際に、利用者の方
へ「声かけ」を行い安否の確認
をします。

▼対象

おおむね65歳以上
の独居、高齢の方のみの世帯
および身体に障がいのある方
で自立支援の観点からサービ
スを利用することが適切であ
ると認められる方

▼料金 1食460円

▼その他 申請された方の生
活状態、身体状態などを伺い、
適切と認められた方がサービ
スを受けられます。

申・問

名 高齢介護課高齢福祉係
2階(内線3231・
3232)

風 地域住民課
1階(内線112・113)

固定資産の縦覧・閲覧が 始まります

縦覧・閲覧できる事項は所
在、地目、地積、家屋床面積、評
価額などです。

▼とき 4月1日(水)~6月
1日(月) 8時45分~17時30分

※土日祝を除く

▼ところ

- ① 税務課資産税係
(名寄庁舎2階)
- ② 地域住民課総務・税務係
(風連庁舎1階)

▼対象

市内に免税点以上
の土地または家屋を所有する
納税義務者、納税管理人
※必ず本人確認ができるもの
(運転免許証・納税通知書な
ど)を持参ください。また、
代理人が閲覧する場合は、
委任状の提出が必要です。

問

名 税務課資産税係
2階(内線3204・
3205・3209)

風 都市整備課管理係
2階(内線214)

道路の通行について

【冬期間通行止めの解除】

▼日進智東線 智恵文(JR
旧智東駅)~日進(智東橋間
4月24日(金)通行開始

▼風連池の上線 全線
4月24日(金)通行開始

【道路の通行にご注意を】

融雪期を迎え、市内の道路
は冬期間の凍結による大幅な
段差や破損などで歩行者はも
とより、車を運転する方の通
行に大変ご迷惑をおかけして
います。

市では、随時補修作業を取
り組んでいます。十分注意
し、安全な通行をお願いしま
す。

なお、著しい舗装の破損や
陥没などがありましたらお知
らせください。

風 都市整備課管理係
2階(内線214)

名寄市立総合病院 眼科外来休診のお知らせ

4月17日(金)は医師不在のため
眼科外来を休診します。

問 市立総合病院総務課
☎01654③3101



第63回 なよろ 憲法記念 ロードレース

5.10.SUN 申込締切
4月10日(金)

聴覚障がい者のための手話・要約筆記奉仕員養成講座
【手話奉仕員養成講座】
 ▼とき 5月7日(木)～11月26日(木)の毎週月・木曜日 19時～21時 全54回
 ▼ところ 総合福祉センター
 ▼受講資格 18歳以上
 ▼申込期限 4月30日(木)
 ※詳細はホームページ参照。
 HP <http://kanihoku.blogspot.jp/>
【要約筆記奉仕員養成講座】
 ▼とき 5月13日(水)～10月21日(水)の毎週水曜日 19時～21時 全20回
 ▼ところ 総合福祉センター
 ▼受講資格 18歳以上
 ▼申込期限 5月6日(水)
 ※詳細はホームページ参照。
 HP <http://naylorokaede.blogspot.jp/>

前・住所・電話番号を連絡ください。

【手話の講座について】

申 上川北部聴覚障害者協会 (担当岡崎)
 ✉ kanihoku@gmail.com

申 要約筆記の講座について
 名寄要約筆記通訳サークル かえで(担当松田)
 ✉ nayoro.kaede@gmail.com

申・問 【共通】
 社会福祉課障がい福祉係 2階(内線3225)

フロン排出抑制法が施行
 オゾン層の破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出抑制を一層強化するため、「フロン排出抑制法」(改正フロン法)が4月1日から施行されます。
 業務用冷凍冷蔵・空調機器を使用している事業者には、フロン類の漏えい防止のため、適切な設置、点検、故障時の迅速な修理などが義務付けられます。
 ※詳細はホームページ参照。
 HP <http://www.env.go.jp/seisaku/list/ozone.html>

【手話と要約筆記の体験講座】
 手話と要約筆記の奉仕員養成講座の開講前に、体験講座を開催します。
 ▼とき 4月13日(月) 19時～20時
 ▼ところ 総合福祉センター
 ▼内容 ①「手話と「要約筆記」の体験 ②奉仕員養成講座の説明
 ▼申込期限 4月13日(月) 17時30分
【申込方法(共通)】
 メールまたは電話にて、名

名 問 環境生活課環境・生活安全係 1階(内線3122)

生きがい講座利用者募集
▼対象 60歳以上の市民
▼講座内容

講座	とき	ところ
手びねり陶芸 1班	毎月第1・3の水・金曜日 9:30～	市民文化センター(西13南4)
手びねり陶芸 2班	毎月第2・4の水・金曜日 9:30～	市民文化センター(西13南4)
アートフラワー	毎週火・金曜日 9:30～	総合福祉センター(西1南12)
シニアコーラス	毎週木曜日 13:30～	総合福祉センター(西1南12)
手芸	毎週木曜日 9:30～	総合福祉センター(西1南12)

▼受講料 無料(材料費は自己負担)
 ※終了時間は申込時にご確認ください。
 ※定員になり次第、募集を締め切ります。

申・問 高齢介護課高齢福祉係 2階(内線3231・3232)

消費生活センター通信

布団の訪問販売に注意!

事例

市内の70歳代の女性宅に、「布団のクリーニングをしませんか」と事業者がきた。「布団にカバーを掛けてあげますよ」と言って家に上がり、「この布団をクリーニングに出したらバラバラになる。新しいのを買わないとダメだ」と言われたが、「息子に聞かないと分からない」と言うので帰って行った。夕方、再び事業者がきて購入を勧めてきた。息子が「必要がない」と断っても帰らないので「警察に言いますよ!」と言って警察に電話をかけると、ようやく帰った。

消費者へのアドバイス

- ◆事業者は、過去に訪問販売で布団を購入したことがある高齢者の自宅を狙って訪問してくる場合があります。必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- ◆事例のようにクリーニングや点検と言って家に上がり込み、購入を勧めてきます。安易に家に上げないようにしましょう。
- ◆事業者が布団の購入を勧めてきても、すぐに契約をせずに、家族や信頼できる人に相談しましょう。
- ◆断っても家に居座られたり、怖い思いをした時は、すぐに警察に連絡してください。
- ◆契約後でも、クーリング・オフ期間(契約書面を受取ってから8日以内)であれば契約解除ができます。



ご心配なときは消費生活センターまでご連絡ください。【問い合わせ】消費生活センター ☎01654②3575

建築物の新築・増築・解体には届出を

【違反建築物等の防止】

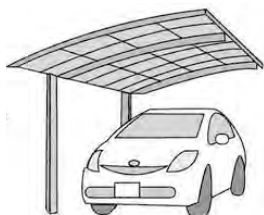
建築工事のシーズンになり
ました。建築物等(次の①②
参照)を新築または増築など
する場合は、工事の着手前に
建築確認申請書を提出して、
建築主事の審査を受けなければ
建築できません。

申請書の作成については工
務店、販売店などにご相談く
ださい。

▼対象の建築物

①床面積が10平方メートルを
超える建築物(市販の物置、
車庫、カーポートなどすべ
て対象)ただし、準防火地
域内は床面積に関わらず申
請書の提出が必要です。

②高さが4メートルを超える
屋外広告物などの工作物



※車庫や物置(既製スチール
製品等)などの設置に確認
申請の手続きが不要と称し
て販売する悪質な業者もい
ます。これは、無届けによ
る建築行為で処罰の対象に

なることもあるため、ご注
意ください。

【建設リサイクル法の届出】

延べ床面積が80平方メー
トルを超える建築物等を解体す
る場合は、事前(工事着手日
の7日前まで)の届出が義務
づけられています。

また、分別解体や解体材の
再資源化なども義務づけられ
ています。無届けの解体やミ
ンチ解体は処罰の対象になり
ます。

申・問

建築課指導係

2階(内線226)

自衛官等の募集

▼種目 一般幹部候補生

▼応募資格 平成28年4月1

日現在、22歳以上26歳未満

※学士などの取得状況により
異なる

▼応募期限 5月1日(金)

▼試験日 5月16日(土)・17日(日)

※17日は飛行要員受験者のみ

申・問

自衛隊旭川地方協力本部

名寄出張所(西1南9)

☎01654②3921



地域公共交通活性化協議会委員を募集します

同協議会では、生活に必要
な路線バスなどの地域公共交
通の確保や、その利便性など
を協議し、市内
交通体系の整備
について検討し
ます。



▼対象・人数

日常、公共交通を利用して
いる65歳以下の市民・3人

▼任期 2年間

※平成29年3月31日まで

▼会議 年間6〜7回

※平日の日中に開催

▼謝礼 交通費程度

▼応募方法 「名寄市地域公共

交通活性化協議会委員公募

と明記のうえ、氏名・住所・性

別・年齢・生年月日・電話番号・

職業・応募動機(任意様式)を
記入して持参、郵送、FAX、
メールなどで応募してください。

▼応募期限 4月20日(月)

▼結果の通知 書類選考のう

え、5月中旬までに結果を通

知します。

▼応募先・問

企画課企画調整係

名 3階(内線3308)

☒mykikaku@city.nayoro.lg.jp

風連ダム・御料ダム警報サイレン等のお知らせ

例年、4月末〜5月には、
融雪水により河川の水位が上
昇します。

ダムの管理上、下流の水位
が急激に上昇する恐れがある
場合には警報サイレンを鳴ら
し、警報車で周知します。

▼対象

次の場合、警報サイレンを
鳴らしますので、事故が起き
ないように十分に注意をしてく
ださい。

①4月末〜5月の融雪時期

②長雨や集中豪雨などで、ダ
ムの貯水量が急激に増えた
とき

※サイレンは55秒間鳴り、5
秒休みが9回続きます。

▼警報用サイレン設置箇所

①風連町日進14線

②風連町日進10線南4番線

③風連町日進7線

④風連町日進4線

⑤風連町日進1線

道道下川風連線

⑥風連町旭30線東10号

⑦風連町瑞生21線東1号

⑧風連消防署

※③⑥⑦⑧は消防サイレン

問 耕地林務課管理係

1階(内線322)

新入学期の交通安全運動

～新入学児童を交通事故から守りましょう～

とき 4月6日(月)～15日(水)

運動の重点項目

*子どもと高齢者の交通事故防止

*自転車の安全利用推進(特に自転車安全利用5則の周知徹底)

*全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

*飲酒運転の根絶

問 環境生活課 環境・生活安全係 名1階(内線3126)

①自転車は車道が原則、歩道は例外

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で車道よりを徐行

④安全ルールを守る

・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止

・夜間はライトを点灯

・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用



名 1階(内線3112)
地域住民課市民係

風 1階(内線119)

申・問 市民課市民年金係

【納付が困難な方のために】
申請により全額または一部
が免除される制度もあります
のでご相談ください。

平成27年度分の受け付けを
開始しましたので、ご希望の
方は申請してください。

【保険料の学生納付特例】
所得の無い学生が、将来の
老齢基礎年金や、事故などで
障がいが残った場合に障害基
礎年金を受給できなくなるこ
とを防ぐため、在学中の納付
を猶予する「国民年金保険料
学生納付特例」があります。

平成27年度の国民年金保険
料は月額15590円です。
一定期間分をまとめて納付
または口座振替にすることで
割引制度が利用できます。

みんなの国民年金

【国民年金保険料】

協会けんぽ北海道支部 からのお知らせ

【保険料率改定】

4月分(6月1日納期分)か
ら保険料率が次のとおり変更し
ます。

▼健康保険料率 10・14パー
セント

※昨年度比プラス0・02パーセ
ント

▼介護保険料率 1・58パー
セント

※昨年度比マイナス0・14パー
セント

▼健康保険料率 10・14パー
セント

※昨年度比プラス0・02パーセ
ント

▼介護保険料率 1・58パー
セント

※昨年度比マイナス0・14パー
セント

【健診費用の一部補助】

年度内に1回、加入者の皆
さまの健診費用の一部を補助
しています。

▼対象

①被保険者(本人)

▽対象年齢 35歳〜74歳

▽内容 生活習慣病予防健診

※がん検診を含めた充実した
健診

②被扶養者(家族)

▽対象年齢 40歳〜74歳

▽内容 特定健康診査

※メタボリックシンドローム
に着目した健診

③被扶養者(家族)

▽対象年齢 40歳〜74歳

▽内容 特定健康診査

※メタボリックシンドローム
に着目した健診

問 全国健康保険協会

北海道支部

☎011(726)0352

無料相談窓口

ところ 駅前交流プラザ「よるーな」2階
名寄市消費生活センター

①消費生活相談 9:15~16:00

とき 月~金曜日

②市民相談 9:15~16:00

とき 月~金曜日

③無料法律相談 11:00~

とき 4月5日(日)

5月10日(日)

※事前予約が必要です

④行政相談 13:00~16:00

とき 4月9日(木)

5月14日(木)

⑤結婚相談

とき 第1金曜日 17:30~19:00

その他の金曜日 13:00~15:00

① ☎01654②3575

②~⑤ ☎01654③2111(内線3616)

■労働相談 8:45~17:30

とき 月~金曜日

ところ 名寄庁舎3階

営業戦略課労働相談所

☎01654③2111

■人権相談 8:30~16:30

とき 月~金曜日

ところ 旭川地方法務局名寄支局

☎01654②2349

■心配ごと相談(24時間)

とき 月~金曜日

ところ 総合福祉センター

☎01654②3968

■教育相談ハートダイヤル

9:00~17:00

とき 月~金曜日

ところ 児童センター

☎01654③1000

奨学金・修学資金の利子補給制度

市では、学業成績が優秀で
経済的に就学困難な学生・生
徒に対して、貸し付けを受け
た奨学金・修学資金の利子補
給を行っています。

▼対象

①高等学校、高等専門学校、
短大、大学、大学院、専修学
校・専門課程に在学中の方

②親またはこれに代わるべき
方が名寄市民

③独立行政法人日本学生支援
機構の有利子奨学金の貸し
付けを受けた方、または(株)

日本政策金融公庫・民間金
融機関などの修学資金の貸
し付けを受けた方で規則で

定める選考基準により選考
された方

※独立行政法人日本学生支援
機構奨学生は、無条件で利
子補給の対象になります。

▼利子補給金の算出基準額
次の金額に修業年数を乗じ
た額。

①高等学校在学学生 12万円

②高等専門学校在学学生 18万円

③専修学校(専門課程)在学学生、
または各種学校在学学生(修
業年限1年以上) 36万円

④大学、大学院在学学生 48万円

▼利子補給金

▼独立行政法人日本学生支援
機構奨学生

基準額にその貸付利率を乗
じた額の一部を補給。

▼(株)日本政策金融公庫・民間
金融機関など

規則に定める選考基準の収
入判定額により補給。

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

▼申込期限 10月30日(金)

ご寄附

ありがとうございます

(順不同・敬称略)

▼地域振興のために

○株式会社坂下組

(坂下 光春代表取締役)

▼名寄市のために

○名寄駅前郵便局

(中谷 英明局長)

▼スタンウェイ購入
のために

○有限会社いまだ産業

(今田 恭嗣)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)

代表取締役社長)